

パートナーシップ関係の方が利用可能な行政サービス一覧

サービスの種類	サービス内容	担当所属
市営住宅入居	市営住宅の同居人要件内に、パートナーも含まれます。	建築課 (0993-22-2111)
母子手帳交付	パートナーが、代理で妊娠届出を提出でき、母子手帳を受け取ることができます。	健康増進課 (0993-22-2111)
家族介護用品支給事業	在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族に、パートナーも含まれます。	長寿支援課 (0993-22-2111)
漁業就業者結婚祝金交付	漁業に従事する経営者又は後継者に結婚祝金(5万円)を交付します。	商工水産課 (0993-22-2111)
農業就業者の結婚に対する祝金交付	農業に従事する経営者又は後継者に結婚祝金(5万円)を交付します。	農業委員会 (0993-27-0072)
指宿市職員の福利厚生	一部福利厚生について、配偶者と同等の取扱いとします。	総務課 (0993-22-2111)
指宿鯉節普及事業	市内に住所を有する方が、結婚式を執り行う際、出席者へかつおパックの配布を希望した場合、出席者分のかつおパックを提供します。	指宿鯉節協会事務局 (0993-34-0155)

※各行政サービスを受けるためには、それぞれの要件を満たす必要があります。